

資 料

ギリシャ民法典邦訳（６）

カライスコス・アントニオス

第４章 夫婦の関係

（同居義務）

第1386条 夫婦は、婚姻により、互いに同居する義務を負う。ただし、同居に関する請求が権利の濫用であるときは、この限りでない。

（夫婦生活の調整）

第1387条 夫婦は、その生活の全ての事項について共に決定をする。夫婦の一方が事実上または法律上の不能にあるときは、他の一方が単独で決定をする。

夫婦の共同の生活に関する決定は、夫婦の職業上その他の活動を妨害し、またはその人格の領域を侵害するものであってはならない。

（夫婦の氏）

第1388条 夫婦の氏は、夫婦の法的関係については、婚姻によって変更しない。

社会的関係については、夫婦の一方は、他の一方の承諾を得て、その氏を使用し、または自己の氏にそれを加えることができる。

夫婦の合意があるときは、夫婦の一方は、自己の氏に他の一方の氏を加えることができる。当該追加は、戸籍史の面前

における共同の意思表示によりこれを行う。当該追加は、戸籍史の面前における夫婦の共同の意思表示または夫婦の一方の単独の意思表示によりこれを撤回し、かつ、当該撤回を他の一方に送達するまで、その効力を有する。婚姻を離婚により解消したときは、当該追加は、これを撤回したものと同みなす。当該追加は、夫婦の一方の死亡により婚姻を解消したときでも、なおその効力を有する。ただし、生存配偶者が新たに婚姻をし、または戸籍史の面前でその撤回をする旨の意思表示をしたときは、この限りでない。

（家族の必要に関する共同の貢献）

第1389条 夫婦は、その能力に応じて、家族の必要に対応するために共同して貢献する義務を負う。当該貢献は、その労働、収入および財産によってこれを行う。

第1390条 前条の義務は、とりわけ配偶者を扶養する夫婦の一方の義務、その子を扶養する夫婦の共同の義務および一般的に共同の家屋の運営に貢献する義務を含む。義務の程度は、家族生活の状況に

基づいてこれを定め、その履行は、婚姻による同居に必要となる方法でこれをする。

(同居の拒絶)

第1340条 夫婦の一方が相当の事由により婚姻に基づく同居を拒絶したときは、他の一方が支払うべき扶養料は、金銭をもって毎月これを前払いしなければならない。

前項の扶養義務は、状況に応じてこれを停止し、または増額もしくは減額することができる。

(準用)

第1392条 第1494条および第1498条から第1500条までの規定は、夫婦間の扶養について準用する。第1495条の規定は、権利を有する配偶者の責めに帰すべき事由が存在するときについて準用する。

(家族用住居の使用の調整)

第1393条 夫婦が別居生活をしている場合において、各配偶者の特別の事情および子の利益に基づいて公平上の事由により必要となるときは、夫婦のいずれが、夫婦がその主たる住居（家族の住居）として使用する不動産の所有者であり、またはその所有者に対してそれを使用する権利を有するかにかかわらず、その全部または一部を夫婦の一方に独占的に使用させることができる。裁判所の当該判断は、状況に応じてこれを再考することができる。家族の住居を使用する権利が夫婦の一方と第三者との労働関係に基づくものであるときは、裁判所が前項の条件に従って他の一方にその使用をさせるためには、第三者が承諾をしなければならない。

(動産の分配)

第1394条 夫婦の一方は、同居を拒絶したときは、自己に帰属する動産を夫婦が

共にまたは他の一方が単独で使用したときでも、これを回収する権利を有する。ただし、状況に応じて公平上の事由により必要となるときは、他の一方が別居するために絶対的に必要となる家庭用品を他の一方に使用させる義務を負う。

第1395条 同居を停止したときは、夫婦は、夫婦の双方に帰属する動産を分配しなければならない。夫婦間に異議があるときは、分配は、裁判所がこれを行い、使用をさせることによる損害の賠償をすべき旨を命ずることができる。

(夫婦間の注意の程度)

第1396条 婚姻に基づく相互の義務の履行においては、夫婦は、自己の事務について用いる注意を基準として責任を負う。

(夫婦の財産の独立性)

第1397条 本条に続く規定の場合を除き、婚姻は、夫婦の財産の独立性に変更を及ぼさない。

(動産に関する推定)

第1398条 夫婦の一方または双方が占有または所持する動産は、夫婦の一方の債権者の利益において、その債務者である夫婦の一方に帰属するものと推定する。この推定は、婚姻による同居が停止したときは、その効力を有しない。

夫婦の双方が占有または所持する動産は、夫婦間の関係においては、双方に等しい割合で帰属するものと推定する。

夫婦間および夫婦とその債権者との関係においては、夫婦の一方による個人的な使用を目的とする動産は、夫婦の一方に帰属するものと推定する。

(夫婦の一方による他の一方の財産の管理)

第1399条 夫婦の一方が他の一方にその個人的な財産の管理を委託した場合にお

いて、別段の合意がないときは、他の一方は、管理について報告をし、および管理によって得たものを引き渡す義務を負わない。管理によって得たものは、家族の必要のために貢献をする義務についてこれを充当する。

前項の委託を撤回する権利の放棄は、無効とする。

（財産の増加に対する権利）

第1400条 婚姻を解消し、またはその無効を宣言し、もしくは取り消した場合において、夫婦の一方の財産が婚姻をした時に比して増加したときは、他の一方は、当該増加に何らかの方法で貢献した場合には、自己の貢献によって増加した部分を引き渡すことを請求する権利を有する。当該貢献は、増加した部分の3分の1であるものと推定する。ただし、貢献した部分がより大きいこと、より小さいことまたは貢献がなかったことを証明したときは、この限りでない。

前項の規定は、夫婦が3年以上別居をしたときについて準用する。

夫婦の財産の増加は、夫婦が贈与、相続もしくは遺贈またはこれらの事由によって得たものの処分によって受けるべきものを含まない。

第1401条 死亡した夫婦の一方の相続人は、前条の請求権を有しない。また、前条の請求権は、契約によってこれを承認し、または訴えを提起したときを除き、これを譲り渡し、または相続することができない。当該請求権は、婚姻を解消し、またはその無効の宣告もしくは取消しをした時から2年を経過した時に消滅する。

（担保の提供）

第1402条 夫婦の一方は、夫婦のいずれかが離婚の訴訟を提起し、または自己が

訴えにより第1400条の請求権の行使をした場合において、他の一方またはその相続人の行為によってその請求権が相当の危険にさらされているときは、第1262条第4号の場合を除き、他の一方またはその相続人に担保を提供することを請求することができる。

（共有制の選択）

第1403条 夫婦は、婚姻より前また婚姻中に、婚姻がその財産状態に及ぼす影響を調整するに当たって、契約により、第1397条および第1400条から第1402条までに規定する制度に代えて、夫婦の財産を共有し、かつ、夫婦のいずれかがその持分を単独で処分することができない旨（共有制）を定めることができる。この場合においては、本条に続く条文の規定に従わなければならない。

前項の契約は、公正証書により、かつ、統一した特別の登記簿にその登記をしたものでなければならない。登記をする前は、当該契約をもって第三者に対抗することができない。

第1404条 夫婦が選択した共有制の詳細およびその範囲、共有財産の管理ならびに共有制が終了した後の夫婦間の原状回復に関する請求権の清算および共有物の分割については、夫婦間の権利および義務の平等を基に、関連する契約でこれを定めなければならない。共有制に関する契約は、慣習、効力を有しない法または海外の法を引用するものであってはならない。

第1405条 夫婦間の契約が共有制の範囲について定めないときは、共有制は、夫婦が婚姻中に有償で取得した全てのものを含む。ただし、婚姻の前から有した財産による収入については、この限りでない。次の各号に掲げるものは、有償でこ

れを取得したときでも、共有財産に属しない。①夫婦の個人的な使用のみまたはその職業を営むための使用を用法とする財産およびその従物。②第464条および第465条の請求権。③知的財産に対する権利。

共有物の使用、収益、管理および処分について契約に別段の定めがないときは、第785条から第792条まで、第793条第2項および第794条の規定を準用する。(代位)

第1406条 夫婦の一方が婚姻中に、その個人的な財産に属するものの処分によって受けたものは、その個人的な財産の一部となる。そのような処分をしてものを受けた旨を主張する者は、当該主張の証明をしなければならない。

(夫婦の一方による法律行為)

第1407条 共有財産に関する法律行為の場合において、当該法律行為を規律する規則に基づき、夫婦が共同してまたは夫婦の一方が他の一方の承諾を得てこれを行わなければならないときは、他の一方が事実上もしくは法律上の不能の状態にあり、またはその意思の表示をすることを拒絶し、かつ、当該法律行為が家族の利益のために必要となる場合には、夫婦の一方は、裁判所の許可を得て、単独でこれを行うことができる。

(共有財産が担保する範囲)

第1408条 共有制を選択したときは、共有の財産は、これを対象とする物権その他の負担以外には、次の各号に掲げるものを担保する。①当該財産を管理するに当たって、夫婦の一方が、その管理権限の範囲内で負担した義務。②夫婦の一方が、家族の必要のために負担した全ての義務。③夫婦が共に負担した全ての義務。

第1409条 共有財産は、さらに、その価格の半分を限度として、次の各号に掲げる債権について夫婦の一方の財産によってその債権者を満足させることができないときは、当該債権を担保する。①夫婦の一方が共有財産の管理をするに当たって、その管理権限を超えて負担した義務。②その発生した時期を問わず、夫婦の一方の個人的債務。

前項の場合において、債権者が担保を有しないときは、前条の債権者を優先する。

(個人的財産の補足的担保機能)

第1410条 第1408条の場合において、共有財産からその債権を満足させることができないときは、債権者は、補足的に、その債権の価格の半分を限度として、債務者でない夫婦の他の一方の個人的財産を対象にその回収をすることができる。(終了)

第1411条 共有制は、婚姻を解消し、またはその無効の宣告もしくは取消しがあったときは、当然に終了する。夫婦の一方が失踪の宣告を受け、または破産手続開始の決定を受けた場合において、当該宣告または決定が確定したときも、同様とする。

離婚または婚姻の取消しの場合においては、共有制の終了は、関連する訴えの送達をした時にさかのぼってその効力を生ずる。

第1412条 共有制は、公正証書による夫婦の合意によって終了する。

第1413条 次の各号に掲げる場合には、夫婦の一方は、共有制を終了させることを裁判所に請求することができる。①婚姻による同居が1年以上停止し、かつ、訴えを審理する時になお別居が継続するとき。②他の一方の財産状態が悪いため

または他の一方による共有財産の管理が悪いために、原告の利益を害するおそれがあるとき。③他の一方が、家族の必要に貢献するその義務を懈怠したとき。共有制を解消する判決は、原告に訴えを送達した時にさかのぼってその効力を生ずる。

第1414条 前3条に基づく共有制の終了は、死亡による場合を除き、共有制を設定した契約の登記をした特別の登記簿の空欄に、夫婦の関連する合意または失踪の宣告もしくは破産手続開始の決定の登記をし、または第1411条第2項および第1413条の場合には訴えの送達をし、かつ、関連する判決の登記をした時から、第三者に対してその効力を有する。

第1415条 共有制を早期に終了させたと

きは、夫婦は、その財産状態については、第1397条および第1400条から第1402条に規定する財産制に復帰する。

前項の場合および早期の終了が婚姻の解消またはその無効の宣告もしくは取消しによるものである場合において、別段の合意がないときは、共同関係および共有物の分割についての規定、並びに第795条以下の規定および共有物の分割についての民事訴訟法の特別規定を準用する。

（適用の範囲）

第1416条 本章の規定は、別段の定めがないときは、夫婦の宗教または教義および婚姻をした方式が宗教的または民事的なもののいずれであったかを問わず、これを適用する。

第7章 離婚

（離婚の方法）

第1438条 婚姻は、離婚によりこれを解消することができる。離婚は、本条に続く条文の要件を満たしたときに、上訴の対象となりえない判決によってこれを宣告する。

（婚姻の破綻）

第1439条 夫婦の一方は、被告である他の一方または夫婦の双方に関する事由により、夫婦の関係が強度に破綻し、婚姻関係を継続することが原告である夫婦の一方にとって耐え難いものであることについて十分な根拠が存在するときは、離婚の請求をすることができる。

被告が反対のことを証明しない場合には、被告が重婚または不倫をしたとき、原告を遺棄し、またはその生命に対して危害を加えたときおよび被告が原告に対して家庭内暴力を加えたときは、婚姻の

破綻があったものと推定する。

夫婦が継続して4年以上別居をしたときは、破綻があったものとみなし、破綻の事由が原告に関するものであった場合でも、離婚の請求をすることができる。夫婦の関係を回復するために短期間同居をしたことは、本項の別居期間の満了を妨げない。

（失踪宣告）

第1440条 夫婦の一方は、他の一方が失踪の宣告を受けたときは、離婚の請求をすることができる。

（協議上の離婚）

第1441条 夫婦が離婚をすることを合意したときは、人事訴訟に関する手続きによってその審理をする共通の申請によって、離婚の請求をすることができる（協議上の離婚）。

協議上の離婚をするためには、申請を

提出する時に婚姻が1年以上継続し、かつ、6箇月以上離れた2回の期日において、夫婦が自ら直接または特別の代理権の受与を受けた者を通じて、裁判官に前項の合意を述べなければならない。特別の委任状は、各期日より前の1箇月以内にこれを作成しなければならない。初めの期日から2年を経過したときは、合意の陳述は、その効力を有しない。

未成年の子があるときは、協議上の離婚をするためには、子の親権および子との面接交渉について定めた書面による夫婦の合意を提出しなければならない。当該合意は、裁判所がこれを承認し、第1513条に従ってこのことについて判決を言い渡すまでその効力を有する。

(扶養料)

第1442条 夫婦であった者の一方がその収入またはその財産によってその生計を立てることができない場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、他の一方にその扶養をすることを請求する権利を有する。①離婚の言渡しがあった時または次の各号に規定する期間が終了した時に、自己の生計を立てるための適切な職業に従事し始め、または従事し続けることができない年齢または健康状態にあったとき。②未成年者に対する親権を有するために適切な職業に従事することができないとき。③適切な本職を見つけることができず、または何らかの職業上の訓練を必要とするとき。ただし、いずれの場合においても、その期間は、離婚を言い渡した時から3年を超えてはならない。④離婚を言い渡す時に扶養料を支払うべき旨を命ずることが、寛容の事由により必要となるそれ以外のとき。

第1443条 第1487条、第1493条、第1494条および第1498条の規定は、離婚後の扶

養権について準用する。扶養料は、毎月の初めにこれを前払いする。離婚をした夫婦が書面により合意をし、または特別の事情が存在する場合において裁判所の判決があるときは、扶養料は、一括して支払うこともできる。

第1444条 重大な事由があるとき、とりわけ婚姻の期間が短いとき、離婚が権利者の責めに帰すべき事由によるものであるときまたは権利者が故意によりその困窮を発生させたときは、扶養料は、これを支払わず、または減額することができる。

権利者が再婚をし、または内縁の関係で継続して同居をしているときは、その扶養権は、消滅する。扶養権は、義務者の死亡によって消滅しないが、過去についてのものであるときまたは死亡した時に履行期の到来していた部分を除き、権利者の死亡によって消滅する。

第1445条 離婚をした夫婦の一方は、その財産および収入に関する情報が扶養料の額を定めるのに役立つものであるときは、他の一方にこれに関する情報を提供する義務を負う。管轄を有する検察官を通じて、離婚をした夫婦の一方の請求を受け取ったときは、雇用主、担当部署および管轄を有する経済長官は、他の一方の財産状況、とりわけその収入に関して、役立つ全ての情報を提供する義務を負う。

(適用の範囲)

第1446条 第1416条の規定は、本章の規定による婚姻の解消の場合についても適用する。

第 8 章 人の生殖に対する医療援助

第1455条 人の生殖に対する医療的な援助（人工生殖）は、自然の方法で子を設けることができず、または子への重大な病の伝染を回避するためのみにこれを行うことができる。この援助の実行は、援助を受ける者が自然の方法によって生殖をすることができる年齢を限度とする。クローンを作出する方法による人の生殖は、これを禁ずる。

子の性を選別することは、これを禁ずる。ただし、性に関連する重大な遺伝性の病を避けるときは、この限りでない。

第1456条 人の生殖の援助を目的とする全ての医療行為は、子を設けることを望む者の書面による承諾の下でこれを行う。援助が婚姻をしていない女性に関するものであるときは、当該女性および当該女性が内縁関係にある男性の承諾は、公正証書によるものでなければならない。

前項の承諾は、配偶子または受精をした卵子を女性の体内に移植するまで、同じ方式をもってその撤回をすることができる。当該承諾は、第1457条の場合を除き、移転をする前に承諾をした者の1人が死亡したときは、その撤回をしたものとみなす。

第1457条 夫または内縁関係にあった男性が死亡した後の人工授精は、次の各号に掲げる条件の全てを満たすときに限り、裁判所がこれを許可することができる。①女性の夫または内縁関係にあった男性が、生殖不能に繋がるおそれのある病にあり、またはその死亡のおそれがあったとき。②女性の夫または内縁関係にあった男性が、公正証書によってその死

亡後の人工授精に同意をしたとき。

人工授精は、男性が死亡した時から6箇月を経過した後で、死亡の時から2年を経過する前にこれを行う。

第1458条 受精した卵子を他の女性の体内に移植し、当該女性に懐胎をさせることは、子を設けようとする者と懐胎をする女性との、書面による無償の合意があるときは、当該移植の前に裁判所の許可を得てこれを行うことができる。懐胎をする女性が婚姻をしているときは、その夫の同意を得なければならない。裁判所による許可は、子を設けようとする女性が懐胎をすることが医学的に不能であり、かつ、懐胎をしようとする女性が、その健康状態を考慮したときに、懐胎をするのに適することの証明があった場合に限り、子を設けようとする女性の請求に基づいてこれを付与する。

第1459条 人工授精をしようとする者は、医師または医療機関の担当者に対し、関連する工程を開始する前に、その共通の書面による意思表示で、冷凍保存した配偶子および受精をした卵子のうち、生殖するのに必要とならなかったものを、①医師または医療機関が選択した他の者に、無償で優先的に提供すること、②研究または治療目的のために、無償で使用するこまたは③破壊すること、を定めなければならない。

上記の者による共同の意思表示がないときは、配偶子および受精をした卵子は、その抽出または作成の時から5年これを保存し、5年を経過したときは、研究もしくは治療目的のためにこれを使用し、またはこれを破壊する。

冷凍保存しなかった受精した卵子は、受精の時から14日を経過したときにこれを破壊する。14日を経過する前にその冷凍保存をした期間があるときは、これを算入しない。

第1460条 配偶子または受精をした卵子を提供した第三者の身分は、子を設けようとする者にこれを知らせない。第三者

たる提供者に関する医学的な情報は、その身分の表示をしないでこれを機密の記録に保管する。当該記録へは、自己の健康に関する事由があるときに、子のみがアクセスをすることができる。

子およびその親の身分は、配偶子または受精をした卵子の提供者である第三者には、これを知らせない。

第9章 親族関係

(意義)

第1461条 一方が他方の子孫にあたる関係(尊属と卑属との関係)にある者は、互いに直系血族であるものとする。直系血族ではなく、かつ、同じ尊属の子孫である者は、傍系血族であるものとする。親等は、当該者をつなぐ出生の数に基づきこれを定める。

(姻族)

第1462条 夫婦の一方の血族は、他の一方の、同じ枝かつ親等の姻族とする。姻族関係は、これを発生させた婚姻を解消し、または取り消した後でも、なお存続する。

第1463条 母およびその親族と子との親族関係は、出生により発生する。父およびその親族と子との親族関係は、母と父との婚姻により発生し、または任意のもしくは裁判に基づく認知によりこれを設定する。

第1464条 人工授精の場合において、第1458条の条件の下で他の女性が懐胎をしたときは、関連する裁判所の許可を受けた女性が母であるものと推定する。

前項の推定は、母である旨の推定が及ぶ女性または懐胎をした女性が出生の時から6箇月以内に訴えを提起し、子が生物学的に懐胎をした女性の子であること

を証明したときは、その効力を有しない。当該訴えの提起は、その権利を有する女性が自ら、その特別の代理人または裁判所の許可があったときはその法定代理人がこれを行う。

前項の訴えを認容する判決が上告の対象となりえなくなったときは、子の懐胎をした女性がその出生の時にさかのぼってその母であるものとする。

(嫡出の推定)

第1465条 母が婚姻中に懐胎し、または婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、夫の子と推定する(嫡出子)。

死亡後の人工授精によって出生した子は、第1457条に定める裁判所の許可があるときは、嫡出であるものとみなす。

子が婚姻の解消または取消しの日から300日後に生まれたときは、夫が父であることの証明は、その主張をする者がこれをしなければならぬ。裁判所の許可がないにもかかわらず、夫が死亡した後で人工授精をしたときも、同様とする。(2つの推定の抵触)

第1466条 婚姻の解消または取消しの日から300日以内に新たな婚姻をした女性が子を設けたときは、2番目の夫が子の父であるものと推定する。ただし、裁判

所が当該夫の嫡出でない旨の訴えを認容したときは、１番目の夫が子の父であるものと推定する。

（嫡出の否認）

第1467条 第1465条および第1466条の推定が及ぶ子の、嫡出である子としての属性は、母が実際はその夫によって懐胎をしなかったこと、またはとりわけ夫が生殖不能であったこと、海外にいたこともしくは夫と肉体関係がなかったことが事由で懐胎につき決定的である期間は夫によって懐胎をすることが明らかに不能であったことを証明したときは、訴えによってこれを消滅させることができる。

第1468条 懐胎について決定的である期間とは、出生前の300日から180日までの間をいう。

第1469条 嫡出としての子の属性は、次の各号に掲げる者がこれを否認することができる。①母の夫。②夫が否認をする権利を喪失しないで死亡したときは、夫の父または母。③子。④子の母。⑤妻が夫と別居していた間に、懐胎について決定的である期間内に肉体的な接触のある一時的でない関係にあった男性。否認は、権利者が自ら、その特別代理人または裁判所の許可があったときはその法定代理人がこれを行う。

第1470条 次の各号に掲げる場合には、嫡出の否認は、これを行うことができない。①母の夫がこれをする場合において、出生の事実および子の懐胎が自己によるものでないとの結論を導く事情を知った時から１年を経過したときならびに出生の時から５年を経過したとき。②夫の父または母がこれをする場合において、夫の死亡および子の出生を知った時から１年を経過したとき。③子がこれをする場合において、成人になった時から

１年を経過したとき。④母がこれをする場合において、出生の日から１年を経過したとき、または婚姻の継続中に否認をしない重大な事由があるときは、夫との婚姻の解消または取消しの日から６箇月を経過したとき。⑤母と肉体関係にあった男性がこれをする場合において、出生の日から２年を経過したとき。

第1471条 嫡出の否認は、子が死亡した後は、これを行うことができない。ただし、関連する訴えを既に提出していたときは、この限りでない。

次の各号に掲げる場合には、嫡出の否認は、これを行うことができない。①母の夫がこれをする場合において、否認に関する判決が上告の対象となりえなくなる前に子がその嫡出であることを承認したとき。②第1469条に規定する権利者がこれをする場合において、夫がその妻が人工授精を行うことに同意をしたとき。**第1472条** 子は、嫡出としてのその属性を否認する判決が上告の対象となりえなくなったときは、その出生の時にさかのぼって当該属性を喪失する。

母と肉体関係にあった男性による否認の場合においては、前項の判決は、当該男性による子の認知の効力を当然に生ずる。（準正）

第1473条 父母が婚姻をしていない子は、父母が婚姻をし、かつ、既に子の認知をしており、または婚姻をした後で、第1475条、第1476条および第1479条から第1483条までの規定に従って任意にまたは裁判により夫の子としてその認知をしたときは、父母およびその親族に対して、全ての事項について嫡出である子としての地位を有する。任意の認知は、母の夫が父でないことを事由として、第1477条および第1478条の規定に従ってこ

れを取り消すことができる。

第1474条 父母が婚姻をしたときに子が生存していないことは、前条前段の効力についてその卑属を害しない。

(任意の認知)

第1475条 父は、母が同意をしたときは、婚姻をしていない女性との間の子を、その嫡出である子として認知することができる。母が死亡しており、または行為能力を有しないときは、当該認知は、父の意思表示のみによってこれを行う。

第1456条第1項後段に規定する、人工授精に関する男性の同意は、任意の認知としての効力を有する。女性の同様の同意は、任意の認知に対する同意としての効力も有する。

父が死亡しており、または行為能力を有しないときは、認知は父の父母がこれを行うことができる。

子が死亡しているときは、認知は、その卑属のためにその効力を有する。

第1476条 父またはその父母による認知は、公証人の面前における意思表示または遺言によってこれを行わなければならない。前条の母の同意は、公証人の面前における意思表示でこれを行う。認知および同意の意思表示は、自らこれを行わなければならない。これに条件または期限を付すことができない。意思表示の撤回は、その効力を有しない。
(認知の取消し)

第1477条 子および子が死亡しているときは、その卑属は、父である旨を申し出た者が実際の父でないことを事由に、任意の認知の取消しを請求する権利を有する。

母が認知のときに死亡しており、または行為能力を有しないときは、前項の権

利は、その父母のそれぞれおよび第1475条第2項の場合には、認知をしなかった祖父または祖母がこれを有する。

第1478条 認知の取消しは、これを請求する者が認知を知った時から3箇月を経過したときは、これをすることができない。認知の時から2年を経過したときまたは認知の時に未成年であった子が取消しをする場合においてその成人に達した時から2年を経過したときも、同様とする。

第1475条第2項に規定する場合においては、任意の認知の取消しをすることができない。

第1479条 母は、婚姻関係にない男性との間の子について、認知の訴えを提起することができる。子も、同様の権利を有する。母が第1475条第1項に規定する同意を与えないときは、認知の訴えを提起する権利は、父および第1475条第3項の場合には父の父または母がこれを有する。

第三者である提供者の遺伝子を使用して人工授精を行ったときは、当該提供者の身分を知っており、または後に知ったときでも、認知の訴えを提起することができない。

第1480条 母による訴えは、父または相続人に対してこれを行う。子による訴えは、任意の認知に必要な意思表示をしていない親またはその相続人に対してこれを行う。父またはその親による訴えは、母またはその相続人に対してこれを行う。

第1481条 父である旨の主張の対象となった男性が、懐胎について決定的である期間内に母と肉体関係にあったことの証明があったときは、当該男性が父であるものと推定する。当該推定は、成年に達

した子が訴えを提起した場合において、父である旨の主張の対象となった男性が第１審における証明手続きの終了する前に死亡したときは、その効力を有しない。

第1482条 前条の推定は、男性が父であることについて重大な疑義があるときは、その効力を有しない。

第1483条 認知を請求する母の権利は、出生の日から５年を経過したときは、消滅する。子の権利は、成年に達した日から１年を経過したときに、その父または父母の権利は、母が認知を承諾することを拒絶した時から２年を経過したときに

消滅する。

子の懐胎について決定的である期間に母が婚姻をしていたときは、前項前段の期限は、嫡出の否認を認容する判決が上告の対象となりえなくなった時から進行する。第1473条の場合においては、当該権利は、時効によって消滅しない。

(効力)

第1484条 任意のまたは裁判による認知の場合において、法に別段の定めがないときは、子は、父母およびその親族に対しては、全ての事項について嫡出である子としての地位を有する。

第10章 法定扶養

(尊属と卑属との間)

第1485条 尊属および卑属は、第1486条から第1502条までの条件に従って、互いに扶養をする義務を負う。

(扶養の条件)

第1486条 扶養の権利を有するのは、その教育の必要を考慮したときに、その財産またはその年齢、健康状態および生活状況に適した労働により自己を養うことができない者のみである。

未成年の子は、財産を有するときでも、当該財産による収入またはその労働による収益が生活するのに足りないときは、その父母から扶養を受ける権利を有する。

第1487条 その他の義務も考慮したときに、自己の生計を危うくすることなく扶養をすることができない者は、扶養をする義務を負わない。ただし、未成年である子に対する親による扶養の場合においては、子が他の義務者に対して扶養の請求をすることができ、または自己の財産

によって生計を立てることができるときを除き、この限りでない。

(義務者の順位)

第1488条 第１次的に扶養をする義務を負うのは、卑属である。その順位は、法定相続の場合における相続の順位と同様であり、各卑属はその相続分に応じた割合で義務を負う。

第1489条 卑属がないときは、扶養をする義務を負うのは、親等の最も近い尊属である。親等の最も近い尊属が多数あるときは、等しい割合で義務を負う。

親は、その経済力に応じて、共同して子を不要する義務を負う。

第1490条 尊属または卑属の１人が扶養をすることができないときは、当該義務は、当該者の次順位の者がこれを負う。事実上のまたは法的な事由により、扶養をする義務のある者に対する裁判上の追求が不能または著しく困難であるときも、同様とする。

直接に義務を負うべき者に代えて扶養

をする者は、次の各号に掲げる場合には、扶養を受けた者の権利に当然に代位する。①前項後段に基づいて扶養をしたとき。②義務を負う親族に代えて、権利者である未成年者に対して、国家、公法人、または公益法人が扶養をしたとき。③第1513条、第1514条、第1532条、第1533条および第1535条に従って、権利者である未成年者の親権を個人が有するとき。④扶養の権利者が未成年者であり、かつ、扶養の義務を有する親に代えて、その配偶者が扶養をしたとき。

第1491条 婚姻をしている者に対して扶養をするその卑属および尊属の義務は、その配偶者が、その他のその義務を考慮したときに、自己の生計を危うくすることなく扶養をすることができないとき、または事実上のもしくは法的な事由により、扶養をする義務のある者に対する裁判上の追求が不能または著しく困難であるときにのみ存在する。

離婚をした者の場合において、その配偶者であった者が扶養の義務を負うときも、同様とする。

(権利者の順位)

第1492条 特定の者に対して扶養の権利を有する者が多数ある場合において、義務者がその全てに対して扶養をすることができないときは、卑属が、法定相続の順位に従って優先する。多数の権利者が尊属であるときは、最も親等の近い者が優先する。扶養の権利については、配偶者は、未成年である子と同順位にあり、それ以外の卑属その他の親族に優先する。離婚をした者が扶養を受ける権利を有するときも、同様とする。

(扶養料の程度および内容)

第1493条 扶養料の程度は、権利者の生活状況から生じるその需要に基づいてこ

れを定める(相当な扶養)。扶養料は、権利者の生存、教育、職業教育およびその教育全般に必要な全ての費用を含む。

(条件の変更)

第1494条 扶養料の程度などを定める判決を言い渡した後で扶養に関する条件に変更があったときは、裁判所は、その判決を改訂し、または扶養の停止を命ずることができる。

(扶養料の減額)

第1495条 卑属および尊属は、相続人の排除の事由となる非行を扶養の義務を負う者に対してしたときは、その生存に絶対的に必要となる費用のみを含む、基本的な扶養料のみを受ける権利を有する。

(支払の時期および方法)

第1495条 扶養料は、毎月末に、金銭をもってその前払いをする。特別の事由が存在するときは、裁判所は、義務者に他の方法による支払を許可することができる。

第1497条 未成年者であり、かつ、婚姻をしていない子に対して扶養をする義務を負う親は、当該扶養の支払をする方法および時期を定める権利を有する。子による請求があった場合において、特別の事由が存在するときは、裁判所は、別段の定めをすることができる。

第1498条 過去についての扶養は、遅滞の場合を除き、これを支払う義務を負わない。

(放棄)

第1499条 将来の扶養についての権利の放棄は、その効力を有しない。扶養の前払いは、第1496条および第1497条に定める期間についてのみ、義務者の義務を免除する。

(消滅)

第1500条 扶養を請求する権利は、権利者または義務者の死亡によって消滅する。ただし、過去の期間についてのものであるときまたは死亡の時に履行期の到来したものであるときは、この限りでない。

（行為能力の制限）

第1501条 （法2447／1996年第25条によって削除）

（扶養に関する暫定的な認容）

第1502条 婚姻をしていない母の出生した子の父を高い確率で特定できる場合において、その母が困窮にあるときは、裁判所は、認知の訴えを提起する前でも、保全処分として、父が子に対して支払う義務を負う扶養料として、毎月、子に相当な金額を前払いすべき旨を命ずることができる。

（出生の費用および未婚の母の扶養）

第1503条 婚姻をしていない母の子の場合においては、裁判所は、母の請求により、子が死亡して生まれたときでも、裁判が認知を強制した父に、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。①出生の費用の支払。②母がその生計を立てる

ことができないときは、出生前の2箇月およびその後の4箇月、または特別の事情があるときは最長1年の間、母を扶養すること。

母の請求権は、父の死亡によって消滅せず、出生の時から3年を経過したときは、時効によって消滅する。この場合においては、不法行為の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

（兄弟間の扶養）

第1504条 兄弟姉妹の1人は、扶養を請求する他の兄弟姉妹が特別の事由、とりわけその年齢、重大な病または障害により自己の生計を立てることができない場合において、裁判所が相当であると認めたときは、当該他の兄弟姉妹の扶養をする義務を負う。この場合における扶養料は、生存、教育、職業教育およびその教育全般に絶対的に必要となる費用を含むものとする。

第1487条 第1項、第1494条、第1496条、および第1498条から第1500条までの規定は、前項の場合にもこれを適用する。

第11章 親子の関係

（子の氏）

第1505条 親は、その撤回をすることのできない共同の申出により、子の氏を定める義務を負う。当該申出は、婚姻をする前に、公証人または婚姻を行う役人に対してこれを行う。当該役人は、関連する申出を求める義務を負う。

定めた氏は全ての子について共通のものであり、親の一方の氏または双方の氏を併せたものとするが、2つを超える氏を含むものであってはならない。

親が前2項の条件に従って子の氏についての申出をしなかったときは、子は、父の氏を称する。

（嫡出でない子）

第1506条 嫡出でない子は、母の氏を称する。母の夫は、母および子が公正証書によって承諾をしたときは、公正証書により、子の従前の氏に代えて自己の氏を与え、または子の従前の氏に自己の氏を追加することができる。

子の父母が後に婚姻をしたときは、子

が未成年者である場合に限り、前項の規定を適用する。

任意のまたは裁判による認知があったときは、成年である子は自ら、または子が未成年者であるときはその父母が共同して、その父母の一方もしくはその後見人は、認知の日から1年以内に登記官に申出をすることによって、子の氏にその父の氏を追加する権利を有する。父母が共同して当該申出を行うときは、前条第2項に従って子の新たな氏を定めることができる。

(互いの義務)

第1507条 親および子は、互いに扶助をし、愛情および尊敬をもたなければならない。

(役務提供の義務)

第1508条 子は、その父母の家屋に居住し、かつ、父母がこれを教育または養育するときは、その父母に対して、家屋の管理または父母の事業の執行について、その能力ならびに自己およびその家族の生活状況に応じた役務を提供する義務を負う。

(親から子に対する財産の提供)

第1509条 子が経済的もしくは家庭的に自立し、または職業を開始し、もしくはこれを継続するために、親が子に財産を提供することは、状況により必要となる限度を超える限りにおいて贈与であるものとする。ただし、提供をした者の、物または権利の瑕疵についての子に対する責任は、いずれの場合においても、贈与者の責任についての規定に従ってこれを判断する。

(親権)

第1510条 未成年の子の監護は、父母の義務および権利であり(親権)、父母は共同してこれを行う。親権は、子の監

護、財産の管理および子またはその財産に関する全ての事件、法律行為もしくは裁判における子の代理を含む。

親権が父母の一方の死亡、失踪の宣告またはその喪失によって当該一方について消滅したときは、他の一方がこれを実行で行う。

父母の一方が事実上の事由または行為能力の剥奪もしくは制限を受けたために親権を行使することができないときは、他の一方がこれを実行で行う。ただし、子の監護は、未成年の親もこれを行うことができる。

第1511条 親権の行使に関する親の全ての判断は、子の利益を目的とするものでなければならない。

法の規定に基づき、裁判所が親権の付与またはその行使の方法について判断をするときのその判決も、子の利益を目的とするものでなければならない。裁判所の判決は、さらに、父母の平等に立脚して、性別、種族、言語、宗教、政治的その他の信念、国籍、民族的もしくは社会的身分または財産に基づく差別をしてはならない。

親権に関する判断が子の利益に関するものであるときは、子の成熟度に応じて、判断をする前に、その意見を聴き、これを併せて考慮しなければならない。(不一致の場合)

第1512条 親権の行使に際して父母の意見に不一致がある場合において、子の利益のために判断をすることが必要となるときは、裁判所が判断をする。(離婚または婚姻の取消し)

第1513条 離婚または婚姻の取消しの場合において、父母の双方が生きているときは、親権の行使の方法は、裁判所がこれを定める。親権の行使は、父母の一

方、または父母が合意をし、かつ、子の住所を定めたときは、その双方にこれを任せる。裁判所は、他の定め、とりわけ親権の行使を父母の間で分け、または第三者にそれを任せることを判断することができる。

前項の判断を行うときは、裁判所は、子とその父母および兄弟姉妹との結びつき、ならびにその監護および財産の管理について父母がした合意等を考慮しなければならない。

親権を行使する権利を有しない父母の一方は、他の一方に、子の身分および財産に関する情報を請求する権利を有する。

（別居）

第1514条 前条の規定は、夫婦が別居生活をしているときも、これを適用する。（嫡出でない子）

第1515条 嫡出でなく、かつ、その父母が婚姻をしていない未成年の子の親権は、その母がこれを有する。子の認知があった場合には、その父も親権を取得するが、第1513条に基づく父母の合意があったとき、母の親権が消滅したときまたは母が事実上のもしくは法的な事由によりこれを行使することができないときに限り、これを行使することができる。

父による請求があった場合において、子の利益のために必要となるときは、裁判所は、前項以外の場合でも、父に親権の全部または一部の行使を任せることができる。

裁判による認知があった場合において、父がこれを争ったときは、父は、親権を行使することができず、その行使について母に代わることもできない。ただし、第1513条に基づく父母の合意があったときは、この限りでない。母の親権が

消滅し、または母がこれを事実上のもしくは法的な事由によりこれを行使することができない場合において、子の利益のために必要となるときは、裁判所は、父の請求により、別段の定めをすることができる。

（父母の一方による行為）

第1516条 父母の一方は、次の各号に掲げる場合には、親権の行使に関する行為を単独で行うことができる。①子の監護に関する通常の行為、財産の現時の管理のための行為または緊急性を有する行為。②子に対する意思表示の受理。

父母がその同居を中断し、離婚をし、またはその婚姻を解消したときおよび嫡出でない子のときは、監護を行わない父母の一方に対して扶養を請求する子の権利は、監護を行う他の一方がこれを行使することができる。他の一方が監護を行わないときは、子と同居する親がこれを行使することができる。

（利益相反行為）

第1517条 子の利益が、親権を行使するその父または母およびその配偶者、血族または直系姻族の利益と相反するときは、特別後見人を選任する。

（子の監護）

第1518条 子の監護は、とりわけそのしつけ、監督、教養、教育およびその居所の指定を含む。

子の教育をする際には、その父母は、性別によって差別をすることなく、子がその人格を責任かつ社会的認識をもって発展するようこれを補助しなければならない。懲戒は、教育上必要であり、かつ、子の尊厳を害しないときに限り、これを行うことができる。

父母は、子の教養および職業教育に際しては、その能力および個人的な傾向を

考慮しなければならない。父母は、その目的のために、学校と協力し、必要があるときは、管轄を有する国家当局または国立機関の支援を請求しなければならない。

(行為能力の制限)

第1519条 (法2447/1996年第25条によって削除)

(面接交渉)

第1520条 子と同居していない親は、子と個人的に面接交渉をする権利を有する。

父母は、子がその尊属と面接交渉することを妨げる権利を有しない。ただし、重大な事由があるときは、この限りでない。

前2項の場合においては、面接交渉に関する事項の詳細は、裁判所がこれを定める。

(遺言または贈与による子の財産)

第1521条 父母による財産の管理は、父母がその管理を有しないことを条件として付した終意処分または贈与によって子が取得した財産に及ばない。遺言者または贈与者が当該財産の管理をする者を定めなかったときは、裁判所は、特別後見人を選任する。

第1522条 遺言者または贈与者は、子に相続させ、または贈与した財産の管理をする方法を定めることができる。当該定めからの逸脱は、贈与の場合において、贈与者がこれに承諾したときに限り、これを行うことができる。贈与者が生存せず、または承諾をすることを拒絶し、もしくは承諾をすることができないとき、および終意処分に基づいて移転をしたときは、当該逸脱は、子の利益がこれを必要とするときに、裁判所の許可を得てこれを行うことができる。

(親の管理行為。目録の作成)

第1523条 父母は、子が得たものであ

り、かつ、父母の管理に属するものである全ての財産について目録を作成する義務を負う。

(贈与)

第1524条 父母は、子の財産から贈与をすることができない。ただし、特別の道徳的義務または礼儀にかなった贈与の場合においては、この限りでない。

(現金の有益な利用)

第1525条 父母は、自己の管理する子の現金を費用に当てるために手元におく必要がないときは、遅滞なくこれを生産的に活用し、または有益に利用する義務を負う。裁判所は、異なる方法でのその利用を定めることができる。

(形式の遵守を必要とする管理)

第1526条 父母は、未成年後見人が裁判所の許可を得ないですることのできない行為については、裁判所の許可を得ないで子の名においてこれをするとはできない。

第1527条 未成年の子が相続した財産は、常に限定承認をして相続したものとみなし、子は、第1912条の場合を除き、限定承認の利益を喪失することはない。法的利益を有する第三者は、管理を行う親に対して、4箇月以内に目録を作成することを請求することができる。

(相対的無効)

第1528条 第1524条から第1526条までの規定に違反する親の行為は、無効とする。当該無効は、父、母、子およびその包括または特定承継人がこれを主張することができる。

(子の必要のための使用)

第1529条 父母は、自己の管理する子の財産からの収入を、子の生計、教養および教育のためにこれを使用しなければならない。また、相当な限度において、家

族の必要のためにもこれを使用することができる。残存した部分は、子の財産となる。

父母は、特別の必要があるときは、子の財産の元本を使用することもできる。ただし、第1526条の場合においては、この限りでない。

（父母の費用）

第1530条 父母は、子の監護およびその財産の管理のために支出した費用について、状況によりこれが必要なものであると判断することが相当であり、かつ、父母が負担すべきものでないときは、その償還を請求する権利を有する。

（父母の責任）

第1531条 父母は、親権を行使するときは、自己の事務につき通常用いる注意をする義務を負う。生じた損害が、父母の双方が義務に違反したことによるものであるときは、父母は、連帯して責任を負う。

（親権についての不行跡）

第1532条 父母の一方が、親権による子の監護またはその財産の管理についてのその義務に違反し、親権を濫用し、または親権の義務に応じることができないときは、裁判所は、他の一方、子の最も近い親族もしくは検察官の請求によりまたは職権で、適切な全ての措置を命ずることができる。

裁判所は、とりわけ父母の一方から親権の行使の全部もしくは一部を剥奪して他の一方にこれを任せることができる。他の一方も前項の要件を満たすものであるときは、子の一身監護もしくは監護の全部もしくは一部を第三者に任せ、または未成年後見人を選任することができる。

著しく緊急の場合において、第1項の

要件を満たし、かつ、子の身体または精神の健康を害するおそれがあるときは、検察官は、裁判所が判決を言い渡すまでの期間につき、子を保護するために適切な全ての措置を命ずることができる。この場合においては、検察官は、30日以内に裁判所に通知をしなければならない。

第1533条 裁判所は、他の措置が効果を有せず、または子の身体的、知的もしくは精神的健康に対する危険を防ぐのに十分でないときは、子を監護する権利の全部を父母の双方から剥奪し、第三者にこれを任せる措置を命ずる。

裁判所は、第三者に任せる親権の範囲および行使の条件を定める。

裁判所は、前条第2項または本条第1項に基づいて子の一身監護または監護を第三者に任せるときは、社会機構の証明書に基づいて、第三者の道徳、生活状況およびその適性全般を事前に審査する。裁判所が子の一身看護または監護を任せる第三者は適切な家族でなければならず、親族関係にあるものが望ましく（養育家庭）、これが可能でないときは、適切な施設に任せるものとする。

第1534条 子の生命または健康に対する危険を避けるために緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合において、父母が同意しないときは、地方裁判所の検察官は、治療を担当した医師または子が入院した医院その他の管轄を有する保健機関の院長の請求により、必要となる許可を直ちに付与することができる。

（父母の請求による剥奪）

第1535条 重大な事由がある場合において、剥奪した親権を任せる者を指定して父母が請求をしたときは、裁判所は、父母の双方から親権の行使の全部または一部を剥奪することができる。裁判所は、

剥奪に関する判決により、剥奪した親権の行使を父母が指定した者またはそれ以外の者に任せ、その行使の方法を指定する。当該指定がないときは、未成年後見に関する規定を準用する。

(事情の変更)

第1536条 裁判所が親権に関する判決を言い渡した時から事情の変更があった場合には、裁判所は、父母の一方もしくは双方、子の最も近い親族または検察官の請求により、子の利益に従って当該判決を撤回または改訂して新たな事情にこれを合わせることに、とりわけ父母から剥奪した親権を父母に付与することができる。

(父母の欠格)

第1537条 故意により子の生命、健康および道徳に関する違法行為をした父母の一方を1箇月以上の懲役に処する判決が確定したときは、父母の一方は、親権を喪失する。この場合においては、裁判所は、他の一方、最も近い親族または検察官の請求により、事情を考慮して、それ以外の子に対する親権を父母の一方から剥奪することができる。

(親権の消滅)

第1538条 父母の一方が前条の欠格事由に該当し、死亡し、またはその失踪の宣

告があったときは、その親権は、その全部について消滅する。子が成年に達し、死亡し、またはその失踪の宣告があったときは、親権は、父母の双方について消滅する。

(消滅の効力)

第1539条 父母の親権、子の財産に関する管理権またはその行使をする権利が消滅したときは、父母は、子の財産の元本について報告をし、当該財産を引き渡す義務を負う。親権、子の財産に関する管理権またはその行使をする権利が父母の一方について消滅したときも、同様とする。

第1540条 親権またはその行使をする権利の全部または一部が消滅したときは、父母は、当該消滅を知るに至る時まで、なお子の一身監護またはその財産の管理に関する行為をする権利を有する。ただし、第三者は、当該消滅を知り、または知ることができたときは、父母の当該権利をもって対抗することができない。

第1541条 親権が子の死亡またはその失踪の宣告によって消滅したときは、父母は、緊急の事務については、子の相続人が管理をすることができるに至るまでその管理をする義務を負う。

第12章 非嫡出子

(法1329/1983年によって削除)

第13章 縁組

(縁組の要件)

第1542条 縁組は、養子が未成年者であるときに限り、これを行うことができる。ただし、第1579条の場合において

は、この限りでない。縁組は、養子の利益を目的とするものでなければならない。

(養親となることができる者)

第1543条 未成年者を養子とする者は、行為能力を有し、かつ、30歳以上60歳以下でなければならない。

（年齢の差）

第1544条 未成年者を養子とする者は、養子より少なくとも18歳年長者でなければならないが、50歳を超えて年長者であってはならない。ただし、その配偶者が養子とする予定であり、または既に養子とした子を養子とするときは、この限りでない。配偶者の子を養子とするときおよび重大な事由があるときは、裁判所は、18歳より少ない年齢の差がある場合でも、縁組を許可することができる。ただし、年齢の差が15歳を下回るときは、この限りでない。

（多数の者による縁組）

第1545条 同一の者が同時に多数の者の養子となることはできない。ただし、当該多数の者が夫婦であるときは、この限りでない。既に他人の養子となった者の縁組が継続する間は、当該者を養子とすることはできない。ただし、初めに当該者を養子とした者の配偶者が引き続きこれを養子とするときは、この限りでない。

父母の双方が養子をするときは、第1543条から第1544条までの規定が定める条件は、夫婦の一方について存在すれば足りる。

（配偶者のある者による縁組）

第1546条 配偶者のある者は、その配偶者が裁判所で自ら同意を与えなければ、養子をすることができない。配偶者の常居所が海外にあるときは、その同意は、公証人の面前における意思表示でこれを行うことができる。同意をすることが法的なもしくは事実上の事由により不能であるときまたは夫婦の間で離婚訴訟に係

属しているときは、裁判所は、当該同意がない場合でも縁組を許可することができる。

（多数の者の縁組）

第1547条 同一の者が同一の行為によりまたは順次に、多数の未成年者を養子とすることを許す。

第1548条 条件または期限を付して縁組をすることはできない。

（手続き）

第1549条 縁組は、養親となる者の申請による裁判所の判決で行う。養親となる者は、裁判所において自ら同意をしなければならない。

（父母または法定代理人の同意）

第1550条 未成年者を養子とするには、その父母が裁判所において同意をしなければならない。父母の一方が第1537条の規定に従って親権を喪失し、またはその子の縁組について同意を与える能力を含む行為能力の剥奪を受けたために同意をすることが不能であるときは、他の一方のみが同意をする。未成年者に父母がないときは、その後見人が、後見監督会の許可を得て裁判所において同意をする。

未成年者が管轄を有する社会当局または機関の保護を受けているときは、前項の同意は、同意をする者が養親となる者の身分を知らない場合でも、その効力を有する。

（同意の時期）

第1551条 縁組に関する父母の同意は、子の出生後3箇月を経過する前にこれを行うことができない。

（裁判所による同意）

第1552条 次の各号に掲げる場合には、裁判所は、特別に理由を述べたその判決をもって、子の縁組に関するその父母の同意に代わる同意をすることができる。

①父母を特定することができず、または父母が子を遺棄したとき。②父母の双方が親権を喪失し、またはその子の縁組について同意をする能力を含む行為能力の剥奪を受けたとき。③第1554条の一般的な代理権の授与をする前にまたはした後、父母の住所が知れないとき。④認証を受けた社会機関が子を保護し、第1532条および第1533条の規定により父母が親権の剥奪を受け、かつ、父母が正当な事由なく同意をしないとき。⑤父母の同意を得て、子の世話および教育を他の家族にさせるために子を当該家族に引き渡し、子が1年以上当該家族と過ごした場合において、父母が後に正当な事由なく同意をしないとき。本条各号の事情が父母の一方についてのみ存在するときは、裁判所の判決は、父母の一方の同意のみに代わるものとする。

認証を受けた社会機関が未成年である子を保護し、かつ、未成年後見人が正当な事由なく同意をしないときは、裁判所は、判決により、未成年後見人の同意に代わる許可を与えることができる。

(親族の意見)

第1553条 前条第1項第2号から第5号までおよび第2項の場合においては、裁判所は、可能であるときは、最も近い親族の意見を求めることができる。

(一般的な代理権の授与)

第1554条 前3条の場合を除き、父母または未成年後見人は、裁判所におけるその意思表示で、未成年である子を保護する管轄を有する社会当局または認証を受けた社会機関に、当該当局または機関が将来自由に選択をすることができる者または夫婦が、子を養子とする手続きを行うための一般的な代理権の授与をすることができる。父母または未成年後見人

は、裁判所において意思表示をし、かつ、当局または機関が縁組の申請を裁判所に提出する前に当該当局または機関に当該意思表示の通知をすることによって、代理権の授与の撤回をすることができる。

(未成年者の同意)

第1555条 養子となる者が12歳以上の未成年者であるときは、裁判所において自ら同意をすることができる。ただし、精神障害または知的障害が当該者の意思の作用を決定的に制限するときは、この限りでない。

いずれの場合においても、裁判所は、未成年者の成熟度に応じて、その意見を考慮しなければならない。

(養子をする者の子の意見)

第1556条 養子をする者に子があるときは、裁判所は、当該子の成熟度に応じて、その意見を考慮しなければならない。

(社会調査)

第1557条 養子をするときは、社会当局その他縁組を専門とすることにつき認証を受けた当局または機関は、事前に詳細な社会調査を行い、得た情報に基づき、当該縁組が養子となる者の利益に合致するものであるかについて、法の定めに従って報告書を提出する。

第1558条 縁組が法の条件を満たすものであり、かつ、前条の報告書を考慮したうえで、養親となる者および養子となる者の人格、健康、家族状況、財産状況および互いの適応能力に鑑み、当該縁組が養子となる者の利益に合致するものであることを確認したときは、裁判所は、縁組の成立を宣告する。

(縁組の機密性)

第1559条 未成年者の縁組は、機密であ

るものとする。第1550条第2項および第1552条の場合においては、機密性は、実方の父母に対してもその効力を有する。

養子は、成年に達した時から、その養親および管轄を有する全ての当局から、その実方の父母に関する全ての情報を得る権利を有する。

（効力の開始）

第1560条 縁組に関する裁判所の判決は、確定した時からその効力を有する。
（養親の家族の一員としての身分）

第1561条 未成年である子とその実方の父母との全ての関係は、縁組によって消滅し、未成年者は、完全に養親の家族の一員となる。ただし、第1356条および第1357条の婚姻の支障についてはこの限りでない。未成年者は、養親およびその親族に対して、嫡出である子としての全ての権利および義務を有する。養子の卑属についても、同様とする。多数の者を同時にまたは順次に養子としたときは、当該者の間には、兄弟姉妹の場合と同様の親族関係が発生する。

第1562条 夫婦の一方が他の一方の子を養子とするときは、養子と実方の父母およびその親族との関係は、消滅しない。当該縁組は、その他の事項については、夫婦の双方が縁組をしたのと同様の効力を生ずる。

（養子の氏）

第1563条 養子は、養親の氏を称する。ただし、成年に達した時に、縁組の前の氏を追加する権利を有する。当該氏または養親の氏が2つの氏からなるときは、その1つ目を用いて養子の氏を形成する。

第1564条 夫婦の双方による縁組または夫婦の一方が他の一方の子を養子とするときは、養子の氏については、夫婦が第

1505条第1項および第2項の規定に従った子の氏に関する意思表示がその効力を有する。当該意思表示をしなかったときは、関連する登記簿に縁組の登記をする際に、登記官に対してこれを行うことができる。

（名の追加または削除）

第1565条 裁判所は、縁組に関する判決をもって、養親となる者の請求により、当該者に養子の名に他の名を追加するための許可を与えることができる。この場合においては、裁判所は、縁組の後1年以内に養親がする請求に基づき、養子の利益に合致するときは、養子が縁組の前に称した名を削除するための許可を与えることができる。

子が満12歳に達したときは、裁判所は、その許可を与えるためには、子の同意を得なければならない。第1555条第2項の規定は、この場合についても適用する。

（親権）

第1566条 縁組をした後は、養親の親権は、実方の父母の親権または養子に対する未成年後見に当然に代わる。実方の父母は、養子と面接交渉をする権利を有しない。夫婦の一方が他の一方の子を養子としたときは、親権は、夫婦が共同してこれを行う。

（養親の離婚、婚姻の取消しまたは同居の中断）

第1567条 夫婦が共同して未成年の子を養子とした場合において、後に離婚をし、婚姻を取消し、または同居を中断したときは、親権の行使については、第1513条および第1514条の規定を準用する。夫婦の他の一方の子を養子としたときは、親権の行使は、未成年の子の実方の親のみがこれを行う。ただし、重大な

事由により裁判所が別段の定めをしたときは、この限りでない。

(親権の消滅の効力)

第1568条 子が成年に達する前に養親の親権が何らかの事由により消滅したときは、実方の親の親権は、回復しない。この場合においては、未成年後見についての規定を適用する。

(縁組の取消し)

第1569条 縁組は、法の条件を満たさないとき、法に基づいて同意をすべき者の1人の同意が何らかの事由により無効であるときまたは養親もしくは養子の身分についての錯誤、要素についての詐欺または違法もしくは背徳的な強迫によるものであったときに限り、関連する裁判所の判決に対して、法が規定する上訴または手続きを用いてその取消しをすることができる。

(取消権を有する者)

第1570条 次の各号に掲げる者は、前条の事由により、裁判の当事者であったときは控訴を提起して、または当事者でなかったときは独立当事者参加をして、縁組の取消しを請求することができる。①縁組が法の条件を満たさないものであるときは、法的利益を有する者または検察官。②有効な同意の欠如、または同意が錯誤、詐欺もしくは強迫によるものであるときは、効力を有しない同意をした者または錯誤、詐欺もしくは強迫のあった者。ただし、その相続人については、この限りでない。

(裁判所の判決による解消)

第1571条 養親が親権を喪失し、または第1532条の事由の1つによりこれを行行使する権利を喪失したときならびに第1840条第1号、第2号および第3号に規定する推定相続人の廃除のいずれかの事由が

養子に当てはまるときは、裁判所は、当該効果では十分でないと判断したときは、事情の重大さを事由として縁組の解消を命ずることができる。

第1572条 前条の判断は、満12歳以上の養子による訴え、または養子が12歳に満たないときはその特別後見人、養親、検察官による訴えもしくは職権により、裁判所がこれをする。

(離縁)

第1573条 養親および養子は、養子が成年に達した後に、縁組を解消することに合意したときは、人事訴訟の手続きに従って審理するその共同の申請により、裁判所に対して縁組の解消を請求することができる。

前項に従って縁組を解消するためには、申請を提出する時に縁組が1年以上継続し、かつ、6箇月以上離れた2回の期日において、当事者が自ら裁判官にその合意を述べなければならない。初めの期日から2年を経過したときは、合意の陳述は、その効力を有しない。

第1574条 夫婦が共同して未成年である子を養子としたときは、縁組は、第1571条から第1573条までの規定に従って、夫婦の一方についてのみこれを解消することもできる。

(解消の効力)

第1575条 縁組を解消する判決が確定したときは、縁組は将来に向けて消滅し、養子およびその卑属と養親およびその時点までのその親族との親族関係は消滅し、養子とその実方の家族との関係は回復する。ただし、養子が未成年である場合において、その利益に合致するときは、裁判所は、その親権の行使を第三者に任せることができる。

(当然の解消)

第1576条 養親と養子が、法に違反して互いに婚姻をしたときは、縁組は、当然に解消し、これに基づく関係は縁組の時にさかのぼって消滅する。婚姻を取り消したときは、縁組による関係のうち、養子の財産的な権利のみが存続する。

(解消後の氏)

第1577条 前6条のいずれかの事由により縁組を解消したときは、養親の氏を称する養子の権利は、消滅する。ただし、裁判所が、子の申請により、その正当な利益を考慮して別段の判断をしたときは、この限りでない。

第1578条 夫婦が共同して縁組をし、または夫婦の一方が他の一方の子を養子とした場合において、夫婦の一方について縁組を解消したときは、子が第1564条の規定に従って称した氏は、これを変更しない。

(縁組の回復)

第1578条の1 縁組の裁判上の解消をした場合において、解消の事由が消滅し、または解消の事由がその責めに帰すべきものである者が許しを得たときは、第1542条から第1559条までの規定に従って縁組を回復することができる。この場合においては、養親および養子の年齢は、これを考慮しない。縁組の回復は、判決が確定した時にその効力を生じ、縁組の時にさかのぼってその効力を有しない。

(成年者である養子)

第1579条 養子となる者が養親となる者の4親等内の血族または姻族であるときに限り、成年者を養子とすることができる。

(準用)

第1580条 成年者を養子とする縁組については、未成年の者を養子とする縁組についての規定を準用する。ただし、次条

以下に別段の規定があるときは、この限りでない。

(養親および養子の共同の申請)

第1581条 成年者を養子とする縁組は、養親および養子の共同の申請に基づいて、裁判所がこれを宣告する。養親が行う能力を有しないときは、関連する申請は、その法定代理人がこれを提出する。

第1582条 養親となる者は、満40歳以上であり、かつ、養子となる者より少なくとも18歳年長者でなければならない。

(既婚者である養子)

第1583条 婚姻をした成年者は、その配偶者が裁判所において自ら同意をしなければ、これを養子とすることができない。第1546条第2項の規定は、この場合について準用する。

(効果)

第1584条 養子および縁組をした後に出生したその卑属は、縁組をした時から、夫婦の双方の子および卑属としての地位を有する。養子と実方の親およびその親族との関係は、なお存続する。

第1585条 第1579条の縁組は、養子と養親の親族との一切の親族関係を生じない。

(養子の氏)

第1586条 養子は養親の氏を称し、これに縁組の前の自己の氏を追加することができる。当該氏または養親の氏が2つの氏からなるときは、その1つ目を用いて養子の氏を形成する。

第1587条 養子を扶養する義務については、養親は、養子の血族に優先する。

(縁組の解消)

第1588条 成年者を養子とする縁組は、養子に相続人としての欠格事由に該当し、または第505条に定める忘恩行為に

該当する養親に対する非行があったときは、養親または養子の訴えにより、裁判

所の判決でこれを解消する。

第14章 未成年後見

(未成年後見に服する者)

第1589条 未成年者は、父母が親権を有せず、または親権を行使することができない場合、裁判所が第1532条および第1535条に従って未成年後見人を選任した場合または第1513条および第1514条に従って第三者に親権の行使を任せた場合ならびに第1660条および第1661条の場合においては、未成年後見に服す。

(未成年後見の機関)

第1590条 未成年後見の機関は、裁判所、未成年後見人および未成年後見監督会である。

(裁判所の権限)

第1591条 裁判所は、申請によりまたは職権で未成年後見開始の審判をし、未成年後見人を選任し、法に従って、未成年後見の組織および運用に関する事項を定める。

国家公務員または地方公務員、検察官および管轄を有する社会当局の機関は、未成年後見人の選任をすべき事情を知ったときは、直ちに裁判所にこれを通知しなければならない。未成年者の3親等内の血族も、同様の義務を負う。

(未成年後見人の選任)

第1592条 未成年後見人は、常に裁判所がこれを選任する(法定後見)。未成年後見人は、次の各号に掲げる者から、その順位に従って選任することが望ましい。
①未成年者の、成年である配偶者。
②意思表示をした時およびその死亡の時に親権を有した者が、遺言または簡易裁判所の裁判官もしくは公証人に対する意

思表示で選任した自然人または法人。③裁判所が、未成年者のなるべく最も近い親族のうち、最も適切であると判断した者。第1595条のいずれかの事由が存在し、未成年後見人になることを拒絶し、または未成年者の利益がこれを必要とするときは、前段によって優先すべき者は、未成年後見人とならない。

未成年後見人を選任するまでの期間については、第1601条および第1602条の規定を適用する。

(裁判所が併せて考慮する事情)

第1593条 前条の規定に基づいて未成年後見人を選任するときは、裁判所は、管轄を有する社会当局の調査を併せて考慮し、可能である場合には、未成年者の最も近い親族その他事情を明らかにすることができると裁判所の判断した者の意見を聴いた後に判断をする。

(1人の未成年後見人の原則)

第1594条 裁判所は、未成年者のために1人の未成年後見人を選任する。ただし、未成年者の利益に関する特別の事情により、多数の未成年後見人の選任(共同未成年後見人)が必要であるときは、この限りでない。同じ親の未成年の子が多数あるときも、未成年後見人は、1人のみ選任する。ただし、未成年の兄弟姉妹の利益が相反するときは、各未成年者について異なる未成年後見人を選任する。利益の相反が特定の事項に限るときまたは一時的なものであるときは、特別未成年後見人を選任する。

(未成年後見人となることができない者)

第1595条 次の各号に掲げる者は、未成年後見人となることができない。①完全な行為能力を有しない者。②第1672条の規定に従って、暫定的な後見人を付した者。③未成年後見人を指定する権利を有する者がその終意処分によって未成年後見人から排除した者。

（未成年後見人となることができない者を未成年後見人に選任したときの効力）

第1596条 前条第1号に規定する者を未成年後見人に選任したときは、当該選任は、その効力を生じない。前条のそれ以外の各号に規定する者を未成年後見人に選任したときは、裁判所は、職権で当該選任を撤回しなければならない。撤回をするまでは、当該選任は、その全ての法的効力を生ずる。

（条件を付した選任）

第1597条 裁判所は、未成年後見人を選任するときは、未成年者の利益を考慮して、特定の事実が発生し、または発生しない場合について、未成年後見人を他の者に代える権限を留保することができる。

（選任の通知）

第1598条 未成年後見人の選任に関する判決は、裁判所の書記官が保管する特別の公の登記簿にその記載をし、かつ、裁判所の手配により未成年後見人および管轄を有する社会当局にその送達をする。

（拒絶または辞任の権限）

第1599条 未成年後見人としての選任を受けた者は、当該選任を拒絶することができる。ただし、第1600条に基づいてその選任をしたときは、この限りでない。選任を受けた者は、未成年後見人としての事務を開始した後に、重大な事由があるときは、その任務を辞することができ

る。

（選任の不能）

第1600条 第1592条の規定に従って未成年後見人として選任するのに適切な自然人がないときは、未成年後見は、その目的のために特別に設立したものであり、かつ、適切な従業員および設備を有する施設または団体にこれを任せる。このような施設または団体もないときは、未成年後見は、管轄を有する社会当局にこれを任せる。

（緊急の場合における行為）

第1601条 暫定未成年後見人について。何らかの事由により未成年後見人を選任せず、または選任した未成年後見人がその任務を開始することができないとき、選任を拒絶したときまたは任務を辞したときは、社会当局の局長は、緊急の場合には、未成年者の一身および財産を保護するための適切な全ての措置を採ることができる。特定の法律行為または裁判について未成年者を代理する緊急の必要があるときは、裁判所は、親族の申請によりまたは職権で、保全命令をもって、暫定未成年後見人を選任する。

（親族の義務）

第1602条 前条の場合において、社会当局が任務を開始するまでの期間は、未成年者の3親等内の親族は、緊急の場合においては、未成年者の一身および財産の保護について配慮をしなければならない。（未成年後見人の権限）

第1603条 未成年後見人は、次条以下の規定に従い、未成年者の一身を保護し、その財産を管理し、かつ、その一身または財産に関する全ての法律行為または裁判においてその代理をする義務および権利を有する。

（多数の未成年後見人）

第1604条 裁判所が1人の未成年者のために多数の未成年後見人を選任したときは、未成年後見人は、別段の定めがないときは、共同してその任務を実施する。(多数の未成年後見人の不同意)

第1605条 多数の未成年後見人の間に不同意があるときは、未成年後見監督会が判断をする。異議のある未成年後見人その他法的利益を有する者の申請があったときは、裁判所は、異なる判断をすることができる。(一身監護)

第1606条 未成年者の一身監護については、第1518条の規定を準用する。未成年後見人が多数あるときは、監護をしない未成年後見人および3親等内の全ての親族は、未成年後見について未成年後見監督会に通知をする権利を有する。(未成年者の、第三者との同居)

第1607条 未成年後見人は、未成年後見監督会の意見を聴いた上で裁判所の許可を得て、未成年者の生活および一身の世話を適切な家庭に任せることができる(養育家庭)。このような家庭がないときは、適切な施設にこれを任せることができる。未成年後見監督会が意見を述べず、または否定的な意見を述べたときは、裁判所は、未成年後見人の申請のみに基づいて判断をすることができる。

裁判所は、未成年後見人による世話が未成年者の身体的および知的成長を推進するものでないときは、未成年後見人の申請がない場合でも、職権でまたは管轄を有する検察官その他法的利益を有する者の申請により、未成年後見監督会の意見を聴いて、未成年者の生活および一身の世話を家庭または施設に任せることができる。

第1608条 前条に基づく委託の場合にお

いては、管轄を有する社会当局は、家庭または施設の道徳、生活状況その他一般的な適性に関する調査を事前にする。裁判所は、関連する報告書を併せて考慮する。

(特別の施設への入所)

第1609条 未成年者の身体的、精神的または知的成長を考慮したときに、その状態が特別の施設またはホームへの入所を必要とするものである場合には、裁判所は、未成年後見監督会の意見を聴いたうえで未成年後見人がする申請に基づき、または未成年後見監督会の提案により職権で、その許可を与える。判断をするときは、裁判所は、とりわけ施設またはホームの適性について、専門家である学者の意見書および管轄を有する社会当局の報告書を併せて考慮する。未成年後見監督人および社会当局は、未成年者が施設またはホームに入所をしている間は、その状態を観察する。

(未成年者についての追加的な保障)

第1610条 特別の施設またはホームへの未成年者の入所に関する裁判所の判決は、6箇月その効力を有する。当該判決の効力は、6箇月これを延長することができる。当該延長の回数には限度がないものとする。判決は、当該措置の実行を必要とさせた事由が消滅したときは、いつでもこれを撤回することができる。

(財産の管理。目録の作成)

第1611条 未成年後見人は、現存し、または未成年後見人を任命した後に未成年者に移転し、かつ、未成年後見人の管理に服す財産について、未成年後見監督会の代表の立会いの下、目録を作成しなければならない。目録を作成する場合において、可能であるときは、満14歳以上の未成年者もこれに立ち会うものとする。

作成した目録については、その複製を、未成年後見監督会および社会当局に送達しなければならない。

未成年後見人は、裁判所による目録の作成を請求することができる。未成年後見監督会の指示を受けたときは、裁判所による目録の作成を請求しなければならない。

（未成年者の年間の費用の決定）

第1612条 未成年後見人は、未成年後見の任務を開始する時に、未成年者の一身監護およびその財産の管理に必要な年間のおよその費用を定める未成年後見監督会の判断を求めなければならない。裁判所は、未成年後見人の申請によりまたは職権で、異なる定めをすることができる。

（未成年者の現金）

第1613条 未成年者が後見に服す間に、その財産に現金が存在し、または移転したときは、未成年後見人は、年間の費用を差し引いた金額を、遅滞なく生産的に活用または利用しなければならない。現金を利用する方法は、未成年後見人がこれを定め、後見監督会の承認を得る。後見監督会が承認を与えないときは、裁判所が判断をする。

（証券および高価な物）

第1614条 未成年後見人は、未成年者の財産が含む負債証券、株式会社の負債証書もしくは株式、高価な物または著しく重要な書面を、安全な銀行その他の適切な金融機関に未成年者の名で預けなければならない。未成年後見監督会は、必要であると判断した時に定期的に検査を行わなければならない。当該検査は、少なくとも1年に1度行わなければならない。（未成年後見人の裁量）

第1615条 未成年後見人は、法に別段の

定めがないときは、未成年者の財産に関する全ての通常管理行為、とりわけ債務の弁済および債権の回収を行うことができる。

（管理条件を付して譲り渡した財産の管理）

第1616条 生前の無償の行為または遺言により未成年者が取得した財産については、未成年後見人は、贈与者または遺言者が付した条件に従って管理をしなければならない。裁判所は、未成年者の利益がこれを必要とするときは、当該条件からの逸脱について許可を与えることができる。

贈与者または遺言者が、自己が譲り渡した財産について未成年後見人が管理をしない旨を条件として付し、かつ、当該財産の管理をする者を指定しなかったときは、裁判所は、特別未成年後見人を選任する。

（無償の行為）

第1617条 未成年後見人は、未成年者の財産の負担において無償の法律行為を行う権利を有しない。ただし、第1624条第1項の形式に従った、特別の道徳的義務または礼儀にかなった無償の行為については、この限りでない。

（未成年者の財産の自己消費）

第1618条 未成年後見人は、未成年者の財産、とりわけ現金を、自己のために消費する権利を有しない。

（未成年後見監督会の許可を要する行為）

第1619条 次の各号に掲げる行為を未成年者の名でするためには、未成年後見人は、未成年後見監督会の許可を得なければならない。①不動産の賃貸または賃借。②未成年者の労働を目的とする契約または見習契約の締結。③通常管理の範囲を逸脱し、かつ、第1623条、第1624

条および第1625条に該当しないその他の全ての行為。

第1620条 未成年後見人は、未成年者に第136条の一般的な同意および労働に従事するための同意を与えるためには、未成年後見監督会の許可を得なければならない。

(訴訟の遂行)

第1621条 未成年後見人は、不動産を対象とする物権的請求権に関する訴えその他その対象とする金額により地方裁判所(合議体)の管轄に属する訴えまたは未成年者の身分に関する訴えを未成年者の名で提起するためには、未成年後見監督会の許可を得なければならない。共有物の分割に関する未成年者の訴えについても、同様とする。裁判所は、職権で、許可の存否を調査することができる。

前項の規定は、提起した訴えの取下げについても適用する。

緊急の時ににおいて未成年者の利益を確保するために未成年後見人が採る暫定的な措置は、本条の規定の対象とならない。

第1622条 未成年後見監督会が前3条の許可を与えなかったときは、裁判所が判断をする。

(一般的な許可)

第1623条 裁判所は、未成年後見監督会の意見を聴いて、当該許可が未成年者の財産の管理、とりわけその事業の運営に必要であり、または有益であると判断したときは、第1619条に該当する行為を制限なく行うための一般的な許可を未成年後見人に与えることができる。同様の方法および条件により、裁判所は、未成年者の名で賃借をし、他人の債務を引き受け、または未成年者の事業の運営について保証をするための一般的な許可を未成年

年後見人に与えることができる。

(裁判所の許可を要する行為)

第1624条 未成年後見人は、未成年者の名で次の各号に掲げる行為をするには、未成年後見監督会の意見を聴いて、裁判所の許可を得なければならない。①未成年者の財産の全部または一部の処分。②不動産または他人の不動産に対する物権の有償での処分または取得。③未成年者に対する不動産の移転を対象とする請求権の譲渡。④第1614条の証券および高価な物の処分。⑤未成年者の不動産について、その費用が本条第3項の限度を超える作業の実行。⑥未成年者の財産にある商業的、工業的事業その他の事業の処分、その解散および清算、または新たな事業の設立。⑦9年を超える期間についての未成年者の不動産の賃貸。⑧消費貸借。⑨未成年者の請求権に関する担保の放棄または当該担保の減少。⑩その価格が本条第3項の限度を超える目的物についての、和解または仲裁に関する合意の締結。⑪他人の債務の保証または有償での引受け。ただし、第1623条後段の場合については、この限りでない。本項の形式は、処分に関するものであるときは、処分をすることを約す契約についてもこれを要する。

裁判所の許可は、条件を付してこれを与えることができる。

未成年後見人が本条第1項第5号および第10号の行為をしてはならない限度は、第1612条に基づいて定めた未成年者の年間の費用に相当する。

(未成年者による相続または未成年者に対する遺贈)

第1625条 未成年後見人は、未成年者の名で次の各号に掲げる行為をするには、未成年後見監督会の意見を聴いて、裁判

所の許可を得なければならない。①未成年者による相続の放棄または未成年者の遺留分の放棄。②負担を付した遺贈または贈与の承認。③未成年者に対する遺贈の放棄。

未成年者による相続の承認については、第1527条の規定を準用する。

（報告）

第1626条 未成年後見人は、未成年後見監督会に対して毎年報告をしなければならない。未成年後見監督会は、状況により毎年報告を求めることが相当でないときは、当該報告の時期を、5年を越えない期間について延長することができる。

（代理をすることができない場合）

第1627条 未成年後見人は、未成年者の利益が自己、自己の配偶者または直系血族、傍系血族もしくは2親等内の傍系血族の利益と相反する法律行為または裁判において、未成年者を代理することができない。

（特別後見人の選任）

第1628条 前条に該当する場合その他支障がある場合には、裁判所は、未成年後見人の申請によりまたは職権で、特別未成年後見人を選任する。未成年後見人に支障があるためにその全ての任務を一時的に代替すべく特別未成年後見人を選任したときは、裁判所は、特別未成年後見の期間を定めることができる。

第1629条 法に基づき特別未成年後見人を選任しなければならないときは、選任の手続き、任務およびその活動一般については、未成年後見の規定を適用する。

（無効な行為）

第1630条 法が定める形式によらないでした未成年後見人の行為は、無効とする。当該無効は、未成年後見人、未成年者およびその包括承継人または特定承継

人がこれを主張することができる。

（報酬および費用の償還）

第1631条 裁判所は、関連する申請があったときは、未成年後見監督会の意見を聴いて、状況に応じて、未成年後見人の任務につき、その労務および管理する財産の額に応じた報酬を定めることができる。未成年者の財産が、未成年後見人にその任務の範囲に応じた報酬を支払うのに足りず、または全く財産がない場合において、裁判所が、特別の事情により報酬を支払うことが必要であると判断したときは、当該報酬は、法の定めに従い、国庫から未成年後見人にこれを支払う。

未成年後見人は、委任の規定に従い、未成年後見に必要な全ての費用の償還を請求することができる。

（未成年後見人の責任）

第1632条 未成年後見人は、その事務を行うについて、過失により未成年者に損害を加えたときは、その賠償をしなければならない。多数の未成年後見人を選任したときは、未成年後見人は、連帯して責任を負う。ただし、各未成年後見人につき異なる行動範囲を定め、かつ、それぞれが独立して行動をするときは、この限りでない。

（制限の免除）

第1633条 遺言または簡易裁判所の裁判官もしくは公証人に対する意思表示により未成年後見人を指定することができる親は、第1613条および第1614条の制限を免除することができる。当該免除は、未成年者の利益に危険を及ぼすものであると裁判所が判断したときは、その効力を有しない。

（未成年後見監督会）

第1634条 構成について。裁判所は、未成年後見人の選任と同時に、未成年後見

監督会を選任しなければならない。未成年後見監督会は、3人から5人の、未成年者の親族またはその父母の友人で構成する。裁判所は、同じ判決をもって、未成年後見監督会を構成する者の1人を、その会長とする。

未成年者の利益のために必要であると判断したとき、とりわけ適切な親族または友人がないことその他の重要な事由があるときは、裁判所は、社会当局の機関を未成年後見監督会の構成員に選任し、または非常の場合には、当該機関のみに未成年後見監督会の任務を任せることができる。

この場合においては、第1593条の規定を準用する。

第1635条 社会機関が暫定的なまたは常時の未成年後見人として行動するときおよび未成年後見監督会を予定しておらず、または未成年後見監督会を未だ構成していないときは、未成年後見監督会の任務は、簡易裁判所の裁判官がこれを行う。第1517条および第1512条に従って裁判所が特別未成年後見人を選任したときも、同様とする。

(構成員になることができない者)

第1636条 次の各号に掲げる者は、未成年後見監督会の構成員になることができない。①未成年者の未成年後見人。②第1595条により、未成年後見人となることができない者。

(会合)

第1637条 未成年後見監督会は、その会長が招集をしたときに会合をする。会長は、その構成員の1人または未成年後見人が請求をしたときは、会合を招集しなければならない。

(一時的な支障および交替)

第1638条 未成年後見監督会の構成員、

その配偶者、直系血族、直系姻族または2親等内の傍系血族の利益が未成年者の利益と相反するときその他重大な事由があるときは、裁判所は、代わりの構成員を選任する。

(任期)

第1639条 未成年後見監督会の構成員の任期は、未成年後見が継続する期間について継続し、未成年後見人の任期の終了に関するのと同様の事由により終了する。重大な事由があるときは、裁判所は、未成年後見監督会の構成員を解任し、代わりの構成員を選任する。

(会長および構成員の責任)

第1640条 会長および未成年後見監督会の構成員は、未成年後見人と同様の責任を負う。ただし、社会当局の機関である構成員について、国家公務員の責任に関する特別の規定があるときは、この限りでない。

(構成員に対する償還)

第1641条 未成年後見監督会の構成員は、委任の規定に従い、その任務の執行につき支出した費用の償還を請求する権利を有する。未成年者の財産が足りず、または財産が全くないときは、費用の償還については第1631条の規定を準用する。

(権限)

第1642条 未成年後見監督会は、特別の規定による権限以外にも、未成年後見人の活動の全体を監督する。未成年後見人が未成年後見監督会の判断に異議を述べたときは、裁判所は、未成年後見人その他法的利益を有する者の申請によりまたは職権で判断をする。

(会計の検査)

第1643条 未成年後見監督会は、未成年後見人が提出した会計の検査を行う。未成年後見人が第1626条に従って報告をす

るときは、可能であれば、満12歳以上の未成年者もこれに立ち会う。

（緊急事態における対応）

第1644条 緊急の必要性がある場合において、未成年後見監督会が何らかの事由により会合をすることができないときは、その会長が単独で判断をする。当該権限の悪用は、これに基づいてなした行為の効力に影響を及ぼさないが、第1639条および第1640条の効果をもたらす。

前項の場合において、未成年後見監督会の会長に支障があり、または会長が必要である措置を採らないときは、管轄を有する社会当局の局長が判断をする。

（社会当局の協同）

第1645条 管轄を有する社会当局は、未成年後見監督会の任務を補助し、未成年後見監督会がこれを求めたときは、未成年後見人の事務および未成年者の状態についての情報を提供しなければならない。

第1646条 管轄を有する社会当局は、裁判所に、職権による裁判所の行為を必要とする事情を通知し、役立つ事項および情報をこれに引き渡し、かつ、関連する提案を提出しなければならない。

本章の規定により、裁判所が判決をするために社会当局の報告書が必要となるときは、裁判所の書記官は、関連する報告書を提出するよう、遅滞なく社会当局に通知をする。

（未成年者の意見）

第1647条 未成年後見の機関が何らかの判断をするときは、未成年者の成熟度に応じて、事前にその意見を聴かなければならない。

（基準となる未成年者の利益）

第1648条 未成年後見の機関の全ての判断は、未成年者の利益を目的とするもの

でなければならない。

（未成年後見の終了）

第1649条 未成年後見は、未成年者が成年に達し、または死亡したときに、終了する。

（未成年後見人の当然の解任）

第1650条 未成年後見人が未成年後見の事務を開始した後に、その行為能力の全部もしくは一部を喪失し、または未成年後見人に暫定的な未成年後見人を付したときは、その事務は、当然に終了する。未成年後見人の失踪を宣告し、または第1689条に従い裁判所がその事務の管理をすることを命じたときも、同様とする。

（裁判所の判決による終了）

第1651条 裁判所は、重大な事由があるとき、とりわけ未成年後見を継続した場合には未成年後見人の事務の懈怠その他の事由により未成年者の利益を害する危険があると判断したときは、未成年後見監督会の申請によりまたは職権で、未成年後見の終了を命ずる。

（財産の引き渡しおよび最終報告）

第1652条 未成年後見人は、未成年後見が終了したときは、自己の管理した財産を引き渡し、かつ、その管理の全部について報告をしなければならない。

（消滅時効）

第1653条 未成年後見人による管理についての未成年後見人に対する請求権は、未成年後見が終了し、または未成年後見人を解任した時から5年を経過したときに消滅する。ただし、引き渡すべき財産については、この限りでない。

（終了後の行為）

第1654条 未成年後見が終了した後または未成年後見人を解任した後の期間については、第1540条および第1541条の規定を準用する。